

証券コード 6143
平成29年6月5日

株 主 各 位

横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号

株式会社 ソディック
代表取締役社長 金子雄二

第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時
 2. 場 所 横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号
当社本社3階会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第41期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第41期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 代理人によるご出席の場合は、本総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人とし、代理権を証明する書面をあわせてご提出ください。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sodick.co.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.sodick.co.jp/ir/index.html>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な雇用環境を受け個人消費が持ち直しているほか、輸出回復を背景に企業収益も改善傾向にあり景気は緩やかな回復が見られました。海外経済においては、米国経済は雇用環境の改善や堅調な個人消費、企業業績の回復が下支えとなり景気は拡大基調が継続しました。欧州経済も個人消費の拡大を背景に堅調に推移しました。一方で、米国新政権の経済政策や英国のEU離脱問題が世界経済に及ぼす影響、欧州各国での国政選挙などの地政学リスクもあり、先行きは依然として不透明な状況にあります。減速していた中国経済は政府主導のインフラ投資や不動産販売の拡大等を背景に期末にかけて拡大基調が見られ、アジアでも輸出の回復により持ち直しの動きがみられました。

当社グループが属する機械業界においては、国内は昨年6月に採択された政府の補助金の一部寄与しましたが全体的には低調に推移しました。北米では、新政権発足により慎重な動きも見られましたが、自動車や航空宇宙の分野を中心に底堅い需要が継続しており、欧州も総じて自動車・航空宇宙関連の需要が底堅く推移しています。中国市場は期後半にかけて自動車、スマートフォン向けの設備投資の動きがあり回復傾向となりました。

このような事業環境の中、当社グループでは、アメリカでのIMTS2016や東京でのJIMTOF2016など世界的な工作機械の展示会に出展しソディックブランドの強化に取り組みました。JIMTOFでは精密金属3Dプリンタ「OPM250L」からサイズアップした「OPM350L」及び金属3Dプリンタ専用射出成形機「MR30」による「プラスチック成形革命」の実演に加え、放電加工機や射出成形機の新機種及びIoTを活用したシステムを展示するなど、積極的な営業活動を展開しました。研究開発においては、IT機器の筐体や部品の軽量化が求められる自動車部品の新工法として、世界初となるアルミ合金対応の射出成形機を開発し、販売を開始しました。また、2016年4月には加賀事業所で食品機械事業新工場の稼働を開始し、拠点の集約による生産効率の向上を目指すほか、食品機械の研究室も新設し研究開発機能を強化しております。

当社グループの業績は、国内では、自動車及びスマートフォン関連の需要は見られましたが、期後半にかけては3月に採択された補助金待ちの影響もあり全体的には低調に推移しました。海外については、北米は自動車、航空宇宙、医療機器関連から好調な受注が続きました。欧州はロシア・トルコ等一部の地域では需要の低迷が見られましたが、全体では堅調な需要が継続しました。中国では前期末にかけて受注が低迷した結果第1四半期は売上が伸び悩みましたが、高精度機の需要の高まりを受け、昨年の春節以降は受注が好調に推移したほか、例年受注が減速する第3四半期以降も高い水準を維持しました。東南アジアでは、上期は厳しい状況が続きましたが、下期には自動車関連を中心に回復基調が見られたほか、スマートフォン関連で高水準な受注がありました。しかしながら、為替レートが前期に比べ円高で推移したこと等により、売上高は前期比で減少いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度比33億33百万円減（5.1%減）の618億12百万円となりました。また利益面では、営業利益は前連結会計年度比11億16百万円減（17.6%減）の52億36百万円、経常利益は前連結会計年度比10億98百万円減（19.2%減）の46億20百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比5億22百万円減（12.5%減）の36億44百万円となりました。

事業セグメント別売上高

セグメントの名称	第40期	第41期	前連結会計年度比
工作機械事業	47,789百万円	43,355百万円	9.3%減
産業機械事業	8,633百万円	9,366百万円	8.5%増
食品機械事業	3,562百万円	3,429百万円	3.7%減
その他の	5,161百万円	5,661百万円	9.7%増

(注) 上記の金額は外部顧客への売上高です。

工作機械事業

工作機械事業は、主に放電加工機の製造・販売、その保守サービスや消耗品の販売を行っております。工作機械事業の設備投資需要は、国内においては、車載用コネクタやスマートフォン関連の電子部品やレンズ向けの需要が見られましたが、期後半にかけては3月に採択された補助金待ち等の影響もあり伸び悩む結果となりました。海外においては、北米では自動車、航空宇宙、医療機器関連から需要が引き続き好調だったことに加え、今まで低迷していたエネルギー関連も期後半にかけては回復の兆しが見られました。欧州においては、ロシアやトルコ等の一部の地域は厳しい環境が続きましたが、ドイツ、イギリス、イタリアを中心に自動車、航空宇宙関連からの需要が堅調でした。中国では自動車及びスマートフォン関連からの高精度機需要の高まりを受け、今年の春節以降好調な受注が続いており、例年受注が減速する第3四半期以降も高水準の受注が継続しました。アジアでは、韓国の半導体やスマートフォン関連が回復してきたほか、タイやインドネシアなどでも自動車関連を中心に期後半にかけて回復傾向にあります。しかし為替レートが前期に比べ円高に推移した結果、当事業の売上高は前連結会計年度比44億34百万円減（9.3%減）の433億55百万円となりました。

産業機械事業

産業機械事業では、主に射出成形機の製造・販売、その保守サービスや消耗品の販売を行っております。産業機械の設備投資需要は、国内では車載用コネクタやスマートフォン関連の電子部品やレンズなど、高付加価値部品向けに高精度射出成形機の需要は引き続き堅調に推移しました。海外においても、北米の医療機器・自動車関連からの堅調な需要に加え、中国及びアジア地域ではスマートフォンのレンズや防水対応用のシリコン成形に加え、自動車のコネクタ関連から高水準な需要が継続しており、第4四半期の売上高は大幅に増加いたしました。以上の結果、当事業の売上高は前連結会計年度比7億33百万円増（8.5%増）の93億66百万円となりました。

食品機械事業

食品機械事業は、各種製麺機、麺製造プラントなどの開発・製造・販売、その保守サービスを行っております。国内においては、コンビニエンスストアやスーパーマーケット及び外食チェーン店向けを中心に、より高品質な調理麺の製造を目的とした設備需要が継続しているほか、製菓業界や包装米飯・包装惣菜業界からも需要が増加しています。海外においても、日本食ブームの影響を受け、北米やアジア地域でロングライフ麺や冷凍麺製造設備の需要が見られました。受注は概ね計画通りに推移しましたが、平均単価が比較的大きい当事業において、複数の案件で検収が来期にずれ込んだため、当事業の売上高は前連結会計年度比1億33百万円減（3.7%減）の34億29百万円となりました。

その他事業

その他は、精密コネクタなどの受注生産を行う精密金型・精密成形事業、リニアモータやセラミックス部材など独自の技術を活かした製品及びLED照明機器の開発・製造販売を行う要素技術事業、放電加工機、マシニングセンタ及び射出成形機などのリース事業から構成されております。精密金型・精密成形事業は自動車関連から堅調な需要が継続したほか、リニアモータ及びセラミックスの外販も好調に推移いたしました。上記の結果、当事業の売上高は前連結会計年度比5億円増（9.7%増）の56億61百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した企業集団の設備投資の総額は25億94百万円で、その主なものは、次のとおりです。

工作機械事業	株式会社ソディック	研究開発及び生産設備の増設
産業機械事業	株式会社ソディック	生産設備の増設
その他	株式会社ソディックエフ・ティ	生産設備の増設

③ 資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度において、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）の発行により額面総額8,000百万円の資金調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 3 8 期 (平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	第 3 9 期 (平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	第 4 0 期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)	第 4 1 期 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)
売 上 高(百万円)	56,899	63,090	65,146	61,812
経 常 利 益(百万円)	3,886	5,647	5,719	4,620
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	4,194	3,550	4,167	3,644
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	83円36銭	70円55銭	82円82銭	76円91銭
総 資 産(百万円)	98,776	104,167	99,722	109,271
純 資 産(百万円)	42,451	49,453	49,758	48,710

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金又は出資金	議決権比率(%)		主要な事業内容
		直 接	間 接	
株式会社ソディックエフ・ティ	91百万円	100.0	-	放電加工消耗品、工業用セラミックの製造、成形加工
Sodick(Thailand)Co.,Ltd.	740百万タイバツ	100.0	-	放電加工機、射出成形機の開発・製造・販売
蘇州沙迪克特種設備有限公司	8,187千米ドル	100.0	-	放電加工機の製造
上海沙迪克軟件有限公司	166百万円	62.0	-	ソフトウェアの開発・販売
Sodick Holding Corporation	1,000千米ドル	100.0	-	北米における事業統括会社
Sodick, Inc.	671千米ドル	-	100.0	放電加工機の販売・アフターサービス
Sodick Europe Ltd.	100千英ポンド	-	100.0	放電加工機の販売・アフターサービス
Sodick Deutschland GmbH	150千ユーロ	-	100.0	放電加工機の販売・アフターサービス
Sodick Singapore Pte.,Ltd.	300千シンガポールドル	100.0	-	放電加工機、射出成形機の販売・アフターサービス
沙迪克機電（上海）有限公司	3,140千米ドル	100.0	-	放電加工機、射出成形機の販売・アフターサービス
Sodick(H.K.)Co.,Ltd.	2,000千米ドル	100.0	-	放電加工機、射出成形機の販売・アフターサービス
Sodick (Taiwan) Co.,Ltd.	100,000千NTドル	100.0	-	放電加工機、射出成形機の販売・アフターサービス
沙迪克（廈門）有限公司	67,000千米ドル	100.0	-	放電加工機、食品機械の製造

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき課題は、以下のように考えております。

景気変動の影響について

工作機械・産業機械業界の業績は、製造業の設備投資の動向に左右されやすいと言われております。当社グループが、今後成長を継続していくためには、世界各地のマーケットの状況を的確に把握し、その市場にあった製品群を投入することにより、地域経済の景気動向に左右されにくい製品構成にする必要があります。また、製品開発においても、不断の研究開発の結果として、常に最先端技術を応用した新製品を市場に投入することにより、より幅広い顧客層を獲得し、安定した収益構造の構築を目指します。

新市場への対応について

当社グループは、成長市場である東南アジア・中国市場において、他社に先駆けて生産・開発拠点や販売拠点の拡充を進めてまいりました。その結果、これらの地域では日本同様の高いマーケットシェアを確保しております。しかし「ものづくり」の世界においても、新興成長国の台頭が見られ、工作機械各社もインドやブラジル、ロシア、東欧などに積極的に販売子会社の設立や代理店へのサポートの強化などを進めています。今後も各市場の動向を注視し、適切な対応を継続してまいります。

原価低減について

製造面では、設計の見直しや更なる重要部材の調達コスト削減を推進するとともに、たな卸資産の適正化や生産工程の再検討、市場環境に柔軟に対応できる国際的な調達ルートの確立など、原価管理の厳格化を進める必要があり、特に産業機械事業において収益力強化のため原価低減に向けた取り組みを開始いたしました。

財務面について

平成29年3月末現在で当社グループの有利子負債は、約409億53百万円となっております(無利息の転換社債型新株予約権付社債についても対象としております。)。当期はD/Eレシオは0.92倍、連結経常利益率は7.5%となりました。引き続きD/Eレシオ0.5倍以下及び連結経常利益率10%以上の経営数値目標達成に向けて、財務バランスを意識した経営に取り組んでまいります。今後も有利子負債の圧縮を含め様々な施策を行い、株主の皆様に対して継続した利益還元を可能にする強固な財務体質を早期に確立いたします。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) **主要な事業内容** (平成29年3月31日現在)

当社グループは、放電加工機、マシニングセンタならびに金属3Dプリンタ等の開発・製造・販売を行う工作機械事業、射出成形機等の開発・製造・販売を行う産業機械事業、麺製造プラント、製麺機等の食品機械の開発・製造・販売を行う食品機械事業、プラスチック成形品等の製造、リニアモータ応用製品及びその制御機器、セラミックス製品、LED照明などの開発・製造・販売、放電加工機のリースなどのその他事業で構成され、各事業が有機的に結合・協生して事業の発展に寄与しております。

(6) **主要な営業所及び工場** (平成29年3月31日現在)

当 社	本 社	横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号
	営 業 所	仙台、大宮、横浜、北陸、松本、静岡、名古屋、大阪、岡山、福岡
	事 業 所	福井県坂井市、石川県加賀市
子 会 社	国 内	株式会社ソディックエフ・ティ(神奈川県横浜市)
	海 外	Sodick(Thailand)Co., Ltd. (タイ) 蘇州沙迪克特種設備有限公司(中国) 上海沙迪克軟件有限公司(中国) Sodick Holding Corporation (アメリカ) Sodick, Inc. (アメリカ) Sodick Europe Ltd. (英国) Sodick Deutschland GmbH (ドイツ) Sodick Singapore Pte., Ltd. (シンガポール) 沙迪克機電(上海)有限公司(中国) Sodick(H.K.)Co., Ltd. (中国香港) Sodick (Taiwan) Co., Ltd. (台湾) 沙迪克(廈門)有限公司(中国)

(7) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
3,415名	199名増

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
661名	16名増	41.8歳	14.6年

- (注) 1. 使用人数については、臨時雇用者は含んでおりません。
2. 使用人数については、当社から子会社等への出向者を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	8,271百万円
株式会社横浜銀行	6,443
株式会社みずほ銀行	5,528
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,902
株式会社北國銀行	2,548
株式会社北陸銀行	2,507
株式会社日本政策投資銀行	2,450
株式会社静岡銀行	1,231
日本生命保険相互会社	925
株式会社宮崎銀行	150

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年3月31日現在）

① 発行可能株式総数	150,000,000株
② 発行済株式の総数	53,437,354株
③ 株主数	13,627名
④ 大株主	

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信 託 □)	3,607千株	7.68%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 □)	1,478	3.15
古 川 利 彦	1,195	2.55
ビーエヌピー・パリバ・セキュリティーズ・サ ービシズ・ルクセンブルク/ジャスデック /エフアイエム/ルクセンブルクファンド/ ユーシーアイティアセット (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カ ス ト デ ィ 業 務 部)	1,060	2.26
ソ デ ィ ッ ク 共 栄 持 株 会	997	2.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信 託 □ 5)	974	2.08
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	850	1.81
有 限 会 社 テ イ ・ エ フ	850	1.81
鈴 木 正 昭	742	1.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信 託 □ 2)	703	1.50

(注) 1. 上記の持株数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりになります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託□）	3,607千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託□）	1,478千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託□5）	974千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託□2）	703千株

2. 当社は、自己株式を6,476,992株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は自己株式を除外して計算しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項

平成28年4月1日開催の取締役会決議に基づく第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）に付された新株予約権

発行日	平成28年4月18日
新株予約権の数	発行数8,000個 残数7,995個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の払込金額	無償
転換価額	1株につき1,032円
行使期間	平成28年6月1日から平成33年4月14日の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）まで
転換社債型新株予約権付社債の残高 （平成29年3月31日現在）	7,995百万円

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

地位及び担当又は重要な兼職状況	氏名
代表取締役会長	古川利彦
代表取締役社長	金子雄二
代表取締役副社長	古川健一
専務取締役（工作機械・産業機械販売担当）	高木圭介
専務取締役（放電加工機事業担当）	松井孝孝
専務取締役（射出成形機事業担当）	藤川操
専務取締役（マシニングセンター事業、ULT開発担当）	佐野定男
常務取締役（食品機械事業担当）	大迫健一
常務取締役（総合企画担当）	前島裕史
常務取締役（生産統括担当）	塚本英樹
取締役（ティーケーアソシエイト株式会社代表取締役会長）	津上健一
取締役（日本道路株式会社社外監査役）	栗原俊明
取締役（学校法人東京電機大学顧問）	古田勝久
常勤監査役	保坂昭夫
常勤監査役	渡貫雄一
監査役（税理士法人日本税務総研パートナー）	長嶋隆
監査役（学校法人高根学園理事）	下山和人
監査役	奥山富夫

- (注) 1. 取締役の津上健一氏、栗原俊明氏及び古田勝久氏は、社外取締役であります。
2. 監査役の長嶋隆氏、下山和人氏及び奥山富夫氏は、社外監査役であります。
3. 当事業年度に係る役員 の 重要な兼職状況は、以下のとおりであります。
- ・常勤監査役 保坂昭夫氏は、株式会社ソディックエフ・ティの監査役を兼務しております。
 - ・常勤監査役 渡貫雄一氏は、株式会社ソディックLEDの監査役を兼務しております。
 - ・監査役 下山和人氏は、株式会社ソディックエフ・ティ及び株式会社ソディックLEDの監査役を兼務しております。
4. 監査役 長嶋隆氏は、公認会計士ならびに税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は取締役 津上健一氏、栗原俊明氏、古田勝久氏及び監査役 長嶋隆氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役
該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

社外取締役及び社外監査役として、その任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、各社外取締役及び各社外監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負うものとしております。

④ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	13名 (3)	296百万円 (21)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (3)	48 (18)
合 計 (うち社外役員)	18 (6)	344 (40)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成25年6月開催の第37回定時株主総会において年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成26年6月開催の第38回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 津上健一氏は、ティーケーアソシエイト株式会社の代表取締役会長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役 栗原俊明氏は、日本道路株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役 古田勝久氏は、学校法人東京電機大学の顧問であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 長嶋隆氏は、税理士法人日本税務総研のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 下山和人氏は、株式会社ソディックエフ・ティ及び株式会社ソディックLEDの監査役であります。当社は株式会社ソディックエフ・ティ及び株式会社ソディックLEDとの間に商品及び原材料の仕入等の取引関係があります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（14回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率（%）	出席回数	出席率（%）
取締役 津上健一	14	100	-	-
取締役 栗原俊明	13	92.8	-	-
取締役 古田勝久	10	100	-	-
監査役 長嶋隆	14	100	13	100
監査役 下山和人	14	100	12	92.3
監査役 奥山富夫	14	100	13	100

(注) 1. 書面決議による取締役会の回数は除いております。

2. 取締役 古田勝久氏は、平成28年6月29日の第40回定時株主総会にて選任されたため、取締役会の開催回数が他の取締役と異なります。

なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は10回であります。

3. 第41期の取締役会は14回（定時12回、臨時2回）開催されております。

- ・取締役会及び監査役会における発言状況

各社外取締役は、主に長年の企業経営の経験と高い見識に基づき、意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

各社外監査役は、主に会計・税務面や他社での経営経験を活かした見地から必要に応じて意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

ハ. 社外役員の独立性についての当社の考え方

当社は、会社法上の要件に加え、下記のとおり独自の「株式会社ソディック 社外役員の独立性に関する基準」を策定しこの資格要件を基準に社外役員を選任しているため、社外役員の独立性は、十分保たれていると判断しております。

〔株式会社ソディック 社外役員の独立性に関する基準〕

当社は、経営の監督機能及び透明性を高め、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため、当社が定める以下の基準に照らして、当社グループと特別な利害関係がなく独立性を確保できる人材を社外役員¹に招聘しております。

1. 当社の社外役員が独立性を有していると判断される場合には、当該社外役員が以下のいずれの基準にも該当してはならないこととしています。

- ① 当社グループの業務執行者²である者
- ② 当社グループを主要な取引先³とする者（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
- ③ 当社グループの主要な取引先である者（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
- ④ 当社グループから役員報酬以外に、一定額⁴を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
- ⑤ 当社グループから一定額を超える寄付又は助成を受けている者（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
- ⑥ 実質的に当社の総議決権の10%以上の株式を保有する株主である者（当該株主が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
- ⑦ 実質的に当社グループが総議決権の10%以上の株式を保有している法人の業務執行者
- ⑧ 当社グループと重大なビジネス上の関係や重大な利害関係を有する者（当該関係を有する者が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者）
- ⑨ 上記①～⑧に過去3年間において該当していた者
- ⑩ 上記①～⑨に該当する者が重要な者⁵である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族

（注）1. 社外役員とは、社外取締役及び社外監査役をいう。

2. 業務執行者とは、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、会社以外の法人・団体の業務を執行する者及び会社を含む法人・団体の使用人（従業員等）をいう。

3. 主要な取引先とは、直近事業年度の当社グループとの取引額が双方いずれかにおいて連結売上高の2%以上の取引がある者（当該取引先が法人等の団体である場合は、その業務執行者）をいう。

4. 一定額とは、その価額の総額が、個人の場合は1事業年度につき1,000万円以上、法人等の団体の場合は双方いずれかにおいて連結売上高の2%を超えることをいう。

5. 重要な者とは、業務執行者のうち、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員等の重要な業務を執行する者をいう。

2. その他、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していないこと。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	60百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	61

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、「監査人から引受事務幹事会社への書簡」についての対価を支払っております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
4. 当社の重要な連結子会社のうち、Sodick (Thailand) Co.,Ltd.、Sodick Deutschland GmbH、Sodick Europe Ltd.、Sodick Singapore Pte.,Ltd.、Sodick(H.K.)Co.,Ltd.、Sodick, Inc.、Sodick (Taiwan) Co.,Ltd.、Sodick Vietnam Co.,Ltd.、沙迪克（廈門）有限公司、蘇州沙迪克特種設備有限公司、沙迪克機電（上海）有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）の施行に伴い、平成27年4月17日開催の当社取締役会の決議により、業務の適正を確保するための体制の内容を一部改定いたしました。その内容は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 取締役は、法令及び定款を遵守するための体制を含む内部統制システムを構築し、監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。
 - ロ. 取締役会が代表取締役及び業務執行を委任した取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、他の取締役の職務執行状況を相互に監視・監督する。
 - ハ. 内部監査室は、内部統制システムの有効性について評価し、その結果を取締役及び監査役に報告する。
 - ニ. 当社は、コンプライアンス規程及び「ソディック・グループ企業倫理憲章及び企業行動基準（コンプライアンス指針）」等を定め、当社企業グループの役員及び使用人が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るために、役員及び使用人の研修・教育を行うものとする。
 - ホ. 当社は、コンプライアンス違反またはその恐れのある事実を早期に発見し是正することを目的として、コンプライアンスヘルプライン（内部通報制度）を設置する。また、通報者の希望により匿名性を担保するとともに、通報者に対していかなる不利益も生じさせないことを保証する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 当社は、法令及び定款並びに文書管理規程、帳票管理規程、情報リスクマネジメント規程その他の社内規程に基づき、取締役の職務に係る文書の適切な作成、保存及び管理を行う。
 - ロ. 取締役の職務執行に必要な文書及び記録等については、取締役、監査役及び会計監査人が必要に応じて閲覧または謄写することができるよう検索可能性の高い方法で保存及び管理を行うものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社は、リスク管理基本規程を定め、各部門において有するリスクの把握、分析、評価及びその回避等適切な対策を実施するとともに、経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、または発生する恐れが生じた場合に備え、リスク管理委員会を組織して予め必要な対応方針を整備し、万が一不測の事態が発生した場合には、必要かつ適切な対応を行う。
- ロ. 新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を取締役会において決定する。
- ハ. 特に、コンプライアンス、環境（自然環境・職場環境）、災害、品質（製品品質・サービス品質・業務品質）、情報セキュリティー、輸出管理等に係るリスクについては、各担当部門において規程の整備を進め、ガイドラインやマニュアル等の作成を行い、かつ研修・教育を行う。
- ニ. 全社的なリスク管理状況の監視・監督は、リスク管理委員会が行い、重要なリスクについては取締役及び監査役に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- ロ. 取締役会は、経営組織及び職務分掌に基づき、取締役に業務執行を行わせる。
- ハ. 経営効率を向上させるため、営業会議、合同技術会議、品質保証会議、事業報告会等を開催し、これに取締役が参加することにより業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
- ニ. 迅速で効率性の高い企業経営を実現するため、執行役員制度を導入し、取締役会は執行役員に業務執行を委任する。

⑤ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社は、関係会社運営管理規程に基づき、子会社管理の所轄部門が、重要事項の報告を求めるなど、子会社の統括管理を行う。
- ロ. 当社は、リスク管理基本規程に基づき、子会社から各社固有のリスクについて報告を受け、当社企業グループ全体の適切なリスク管理を実施する。
- ハ. 当社は、当社企業グループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、会計、生産管理、販売管理等の基幹システムを統合し、業務プロセスの改善及び標準化に努める。

- 二. 子会社は、当社との緊密な連携のもとに、「ソディック」ブランドの維持・向上を図ることができるように、自らの自立的な内部統制システムの整備を推進する。
- ホ. 子会社の経営については、その独立性を尊重しつつ、取締役会が必要性を認める場合には、子会社の取締役または監査役として当社の取締役、監査役または使用人を派遣し、子会社の事業内容及び子会社の取締役の職務執行状況の定期的な報告を求めるなどして、子会社の取締役の職務執行を監視・監督する。
- ハ. 内部監査室は、子会社の監査を実施し、その結果を当社の取締役及び監査役に報告する。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
- イ. 監査役は、必要に応じて職務遂行を補助する使用人を置くことを求めることができる。
- ロ. 監査役を補助する使用人の人事評価、人事異動及び懲戒処分等については、監査役の同意を得るものとする。
- ハ. 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役や内部監査室長などの指示・命令を受けないものとする。
- ⑦ 当社の監査役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行の状況及び子会社の管理状況を報告する。また、取締役は、法定の事項に加え、当社企業グループに重大な影響を及ぼす事項や内部統制システムの構築・運用の状況について、監査役会規程、監査役監査規程、リスク管理基本規程その他の社内規程に基づき、監査役に報告する。
- ロ. 当社は、当社及び子会社の使用人等から内部通報があった場合は、その事実等を速やかに監査役に報告する。
- ハ. 監査役は、内部監査室による子会社監査の報告によるほか、その職務を行うために必要ある事項は、子会社の往査等を通じて、子会社の取締役及び使用人等から報告を受けることができる。
- 二. 当社及び子会社は、上記の報告を行った取締役及び使用人等に対して、いかなる不利益も生じさせないことを保証する。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針
当社は、監査役が監査の実施のために、弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言または調査等を委託し所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役の職務遂行のために必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用を処理する。
- ⑨ 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、代表取締役と定期的な会合を持ち、監査上の重要な課題などについて意見の交換等を行う。
 - ロ. 監査役は、内部監査室と密接な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求めるとともに、監査計画や監査結果等について説明を求める。
 - ハ. 監査役は、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、会計監査人に監査計画や監査結果等について説明を求める。
 - ニ. 取締役は、監査役がその職務遂行のために、情報の収集及び交換を適切に行うことができるようにするため、監査役が必要と認めた重要な調査に協力する。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- イ. 当社は、「ソディック・グループ企業倫理憲章及び企業行動基準（コンプライアンス指針）」に基づき、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力との関係を一切持たないことを基本方針とする。また、反社会的勢力のいかなる不当要求に対しても、組織全体として毅然とした対応をとるものとする。
 - ロ. 当社は、「ソディック・グループ企業倫理憲章及び企業行動基準（コンプライアンス指針）」を当社企業グループの役員及び使用人に周知徹底し、反社会的勢力との関係排除に向け、グループ全体での企業倫理の浸透に取り組む。また、反社会的勢力からの圧力に対抗するため、警察や企業防衛対策協議会等の外部の専門機関との連携関係を構築する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 取締役の職務執行の適正及び効率性の確保に関する事項
臨時を含め14回の取締役会を開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項を協議・決定するとともに、各取締役の職務執行状況の監督を行いました。さらに、社外取締役を複数選任し、監督機能を強化しています。
また、意思決定の迅速化と効率化を目的として執行役員制度を導入しています。

② コンプライアンスに関する事項

役員及び使用人に対し「ソディック・グループ企業倫理憲章及び企業行動基準（コンプライアンス指針）」を定期的に配信し、その遵守を誓約する意思確認を行っています。

また、内部通報制度を構築し、通報者の匿名性の確保と制度の実効性を高めるため、社外の弁護士を通報先とする社外通報窓口も設置しています。

③ 損失の危険の管理に関する事項

リスク管理基本規程に基づき定期的にリスク管理委員会を開催し、企業グループ全体のリスクを分析・評価し、重要なリスクの対応状況については取締役会及び監査役に報告しています。

また、自然災害など不測の事態により生じる損害の拡大を抑え、損失または不利益を最小限とするためにBCP（事業継続計画）の整備を進めています。

④ 企業グループの業務の適正に関する事項

関係会社運営管理規程に基づき、重要事項については子会社から総合企画本部に事前に承認申請または報告を行っています。

また、内部監査室は、子会社に対する監査を実施しており、グループ経営に対応したモニタリングを行い、その結果を社長及び監査役に報告しています。

⑤ 監査役監査の実効性の確保に関する事項

監査役は、取締役会、営業会議、リスク管理委員会等の重要会議に出席し、また、定期的に行われる代表取締役、内部監査室、会計監査人との会合を通じて、重要な情報について適宜報告を受け、取締役の職務執行が法令及び定款に違反していないか監査しています。

また、監査役会の直轄下に監査役会室を設置し、専任のスタッフを配置して監査役の職務を補助しています。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	109,271	負 債 の 部	60,560
流 動 資 産	78,136	流 動 負 債	33,009
現金及び預金	36,847	支払手形及び買掛金	5,501
受取手形及び売掛金	14,317	電子記録債務	5,776
電子記録債権	283	短期借入金	4,497
商品及び製品	7,406	1年内返済予定の長期借入金	10,287
仕掛品	8,006	未払金	1,207
原材料及び貯蔵品	7,232	未払法人税等	595
繰延税金資産	1,417	製品保証引当金	368
その他	2,779	品質保証引当金	4
貸倒引当金	△154	賞与引当金	550
固 定 資 産	31,135	ポイント引当金	1
有 形 固 定 資 産	23,768	その他	4,218
建物及び構築物	20,310	固 定 負 債	27,551
機械装置及び運搬具	17,592	社債	7,995
工具器具備品	2,926	長期借入金	18,173
土地	7,234	役員退職慰労引当金	23
リース資産	765	製品保証引当金	245
建設仮勘定	217	退職給付に係る負債	532
減価償却累計額	△25,278	資産除去債務	81
無 形 固 定 資 産	3,187	その他	499
のれん	1,888	純 資 産 の 部	48,710
その他	1,298	株 主 資 本	44,698
投資その他の資産	4,179	資本金	20,778
投資有価証券	3,276	資本剰余金	5,881
長期貸付金	28	利益剰余金	22,735
繰延税金資産	99	自己株式	△4,697
その他	884	その他の包括利益累計額	3,914
貸倒引当金	△110	その他有価証券評価差額金	1,105
資 産 合 計	109,271	為替換算調整勘定	2,821
		退職給付に係る調整累計額	△12
		非支配株主持分	97
		負 債 純 資 産 合 計	109,271

連結損益計算書

(平成28年 4月 1日から
平成29年 3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	61,812		
売上	39,318		
販売費及び一般管理費	22,494		
営業外収益	17,257		
受取利息	5,236		
受持分	146		
助成	48		
スワップ	45		
その他	75		
営業外費用	24		
支為そ	176		
経外払替	410		
常利	572		
特別利益	149		
特固	85		
特固	0		
特固	9		
特固	40		
特固	462		
税金等調整前当期純利益	512		
法人税、住民税及び事業税	4,193		
法人税、住民税及び事業税	1,134		
法人税、住民税及び事業税	△599		
当期純利益	535		
配株主に帰属する非支当期純利益	3,658		
親会社株主に帰属する当期純利益	13		
親会社株主に帰属する当期純利益	3,644		

招集し通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	20,775	5,879	19,870	△1,696	44,828
当連結会計年度変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	2	2			5
剰余金の配当			△875		△875
海外子会社における従業員奨励福利基金への積立金			△9		△9
親会社株主に帰属する当期純利益			3,644		3,644
連結範囲の変動			104		104
自己株式の取得				△3,000	△3,000
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	2	2	2,864	△3,000	△130
当連結会計年度末残高	20,778	5,881	22,735	△4,697	44,698

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	評価その他有価証券差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	748	4,251	△165	4,835	94	49,758
当連結会計年度変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）						5
剰余金の配当						△875
海外子会社における従業員奨励福利基金への積立金						△9
親会社株主に帰属する当期純利益						3,644
連結範囲の変動						104
自己株式の取得						△3,000
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	356	△1,430	152	△920	3	△917
当連結会計年度変動額合計	356	△1,430	152	△920	3	△1,047
当連結会計年度末残高	1,105	2,821	△12	3,914	97	48,710

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	83,194	負 債 の 部	50,202
流 動 資 産	45,289	流 動 負 債	23,706
現金及び預り金	17,842	支払手形	8
受取手形	2,623	電子記録債権	5,776
電通銀行掛及び掛	278	買掛金	4,627
売掛金	9,764	1年内返済予定の長期借入金	9,628
仕入掛金	2,673	リース債権	95
未払消費税等	3,773	未払費用	777
前払費用	112	未払法人税等	244
前払税金	3,027	前払法	394
繰上金	118	前受り	790
繰上入金	181	製品保証引当金	64
繰上入金	565	品質保証引当金	358
繰上入金	1,295	賞与引当金	4
繰上入金	2,213	ポイン	302
繰上入金	92	その他	1
繰上入金	730	固定負債	631
繰上入金	2	社	26,496
繰上入金	△8	長期借入金	7,995
固定資産	37,905	長期借入金	17,427
有形固定資産	11,617	退職給付引当金	366
建物	8,478	繰上税金負債	261
構築物	668	繰上税金負債	44
機械及び運搬備	3,251	繰上税金負債	245
器具	39	繰上税金負債	55
工具	1,628	繰上税金負債	99
土	5,891	繰上税金負債	32,992
り	774	株主資本	31,911
建	6	資本剰余金	20,778
減	△9,120	資本準備金	5,879
無形固定資産	2,246	利益剰余金	9,951
のれん	1,351	その他利益剰余金	9,951
借入金	35	繰上税金負債	9,951
ソフトウエ	812	繰上税金負債	△4,697
その他	28	自己株式	1,080
投資	17	評価・換算差額等	1,080
投資	24,041	その他有価証券評価差額金	1,080
投資	2,309		
投資	12,377		
投資	0		
投資	9,175		
投資	905		
投資	0		
投資	108		
投資	84		
投資	△919		
資 産 合 計	83,194	負 債 純 資 産 合 計	83,194

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		39,348
売上原価		30,044
売上総利益		9,304
販売費及び一般管理費		8,010
営業利益		1,293
営業外収益		
受取利息	35	
受取配当金	1,125	
貸料収入	189	
雑収入	88	1,439
営業外費用		
支払利息	328	
為替差損	146	
貸倒引当金繰入	169	
貸倒引当金繰入	△94	
雑損	56	607
経常利益		2,125
特別利益		
固定資産売却益	65	65
特別損失		
固定資産売却損	8	
固定資産除却損	5	
関係会社株式評価損	462	476
税引前当期純利益		1,714
法人税、住民税及び事業税	389	
法人税等調整額	△54	334
当期純利益		1,380

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	20,775	5,876	5,876	9,446	9,446	△1,696	34,402
当期変動額							
新株の発行(新株予 約権の行使)	2	2	2				5
剰余金の配当				△875	△875		△875
当期純利益				1,380	1,380		1,380
自己株式の取得						△3,000	△3,000
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	2	2	2	504	504	△3,000	△2,490
当期末残高	20,778	5,879	5,879	9,951	9,951	△4,697	31,911

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	711	711	35,113
当期変動額			
新株の発行(新株予 約権の行使)			5
剰余金の配当			△875
当期純利益			1,380
自己株式の取得			△3,000
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	369	369	369
当期変動額合計	369	369	△2,121
当期末残高	1,080	1,080	32,992

招集
通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月23日

株式会社ソディック
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田尻 慶太 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中野 秀俊 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ソディックの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソディック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月23日

株式会社ソディック
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田尻 慶太 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 中野 秀俊 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ソディックの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集
通知

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

監査
報告
書

株主
総会
参考
書類

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月24日

株式会社	ソディック	監査役会
常勤監査役	保坂	昭夫 ㊟
常勤監査役	渡貫	雄一 ㊟
監査役	長嶋	隆 ㊟
監査役	下山	和人 ㊟
監査役	奥山	富夫 ㊟

(注)監査役 長嶋 隆氏、下山 和人氏及び奥山 富夫氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、大切な資本をお預かりさせていただいた株主の皆様に対し、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び資金収支等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は、469,603,620円となります。

なお、中間配当金を含めた当期の年間配当金は、普通株式1株につき金19円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

海外連結子会社と決算期を統一することで、更なる経営情報の適時・的確な把握・開示を進め、より迅速かつ適切な経営判断と事業戦略の遂行を実現するため、現行定款（平成27年6月26日改正）に所要の変更を行うものであります。また、第42期事業年度は、平成29年4月1日から平成29年12月31日の9ヶ月間とするため、経過措置として附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
〔第2章〕株 式	〔第2章〕株 式
（基 準 日）	（基 準 日）
第11条 ①当社は、毎年 <u>3月31日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	第11条 ①当社は、毎年 <u>12月31日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
② (条文省略)	② (現行どおり)
〔第3章〕株主総会	〔第3章〕株主総会
（招 集）	（招 集）
第13条 定時株主総会は、毎年 <u>4月1日</u> から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。	第13条 定時株主総会は、毎年 <u>1月1日</u> から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。
〔第7章〕計 算	〔第7章〕計 算
（事業年度）	（事業年度）
第46条 当社の事業年度は、毎年 <u>4月1日</u> から <u>翌年3月31日</u> までとする。	第46条 当社の事業年度は、毎年 <u>1月1日</u> から <u>12月31日</u> までとする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(期末配当金)</p> <p>第47条 当社は、株主総会の決議によって毎年<u>3月31日</u>における最終の株主名簿に記載または記録された株主または、登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「<u>期末配当金</u>」という。）を支払う。</p>	<p>(期末配当金)</p> <p>第47条 当社は、株主総会の決議によって毎年<u>12月31日</u>における最終の株主名簿に記載または記録された株主または、登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「<u>期末配当金</u>」という。）を支払う。</p>
<p>(中間配当金)</p> <p>第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9月30日</u>における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「<u>中間配当金</u>」という。）をすることができる。</p>	<p>(中間配当金)</p> <p>第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>6月30日</u>における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「<u>中間配当金</u>」という。）をすることができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第1条 <u>第46条の規定にかかわらず、第42期事業年度は、平成29年4月1日から平成29年12月31日までとする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第2条 <u>第48条の規定にかかわらず、第42期事業年度の中間配当を行う場合の基準日は、平成29年9月30日とする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第3条 <u>本附則第1条乃至本条は、第42期事業年度の終了をもってこれを削除する。</u></p>

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 奥山 富夫氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
おく やま とみ お 夫 奥 山 富 夫 (昭和23年4月15日生)	昭和46年 4月 株式会社横浜銀行入行 昭和56年 4月 同行ロンドン支店 支店長代理主査 平成元年12月 同行ニューヨーク支店 副支店長 平成10年 6月 同行市場事務部長 平成14年 6月 同行退職 平成14年 7月 横浜エレベータ株式会社入社 渉外部長 平成25年 4月 同社退職 平成25年 6月 当社社外監査役(現)	620株
【社外監査役候補者とした理由】 奥山富夫氏は、金融機関や事業会社での勤務経験から金融及び経営に関する豊富な知識と経験を有しており、当社の内部統制の整備状況やリスク対応等、経営の健全性を客観的に監査して頂くため、当社社外監査役候補者といたしました。 社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、4年となります。		

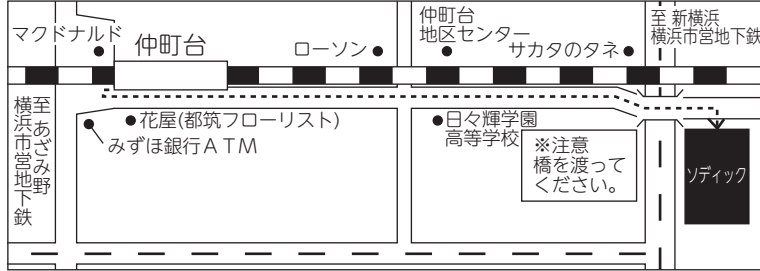
- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者 奥山 富夫氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は奥山 富夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

横浜市都筑区仲町台三丁目12番1号
 当社本社3階会議室
 TEL 045-942-3111

- 電車でのご来場の場合
 横浜市営地下鉄「仲町台駅」下車徒歩約10分
 【駅改札口にて左折、さらに左方向（新横浜方面）へ線路沿いに直進】



- お車でのご来場の場合
 第三京浜 ☆港北ICより約1.7km ☆都筑ICより約1.7km

